

東みよし町社会福祉施設等物価高騰対策支援事業補助金交付要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、物価高騰の影響を受けている社会福祉施設等に対し、高騰する食材や燃料費等への負担を軽減するため、予算の範囲内において補助金を交付することにより、充実した環境の提供及び施設サービスの確保の促進を目的とする。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、東みよし町補助金交付規則（平成18年東みよし町規則第27号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

- 第2条 補助金の対象となる者（以下「社会福祉施設」という。）は、令和4年9月1日時点（以下「基準日」という。）において東みよし町内に在する次に掲げる施設を運営する者で、次の各項のいずれの要件も満たすものとする。
- (1) 高齢者介護・福祉施設 老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法（平成9年法律第123号）又は生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による別表の第2欄に掲げる者
 - (2) 障がい福祉施設 基準日において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づく指定を受けている障がい福祉施設を運営する事業所
 - (3) 児童福祉施設
 - ア 法第35条第4項の規定による認可を受けた保育所
 - イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項の認定を受けた幼保連携型認定こども園
 - ウ 法第41条に規定する児童養護施設
- 2 東みよし町暴力団排除条例（平成24年東みよし町条例第1号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。
- 3 法令及び公序良俗に反していないこと。

(補助対象経費)

- 第3条 補助金の交付の対象となる経費は、社会福祉施設等がサービスを提供する上で使用する電気、ガス等の光熱費、利用者の給食の賄材料に係る食材費等、物価高騰の影響を受けた経費とし、環境の改善及び安定した施設運営を継続するために必要な経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に掲げる算出人数に同表の第4欄に掲げる1人当たり補助金額を乗じて得た額とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東みよし町社会福祉施設等物価高騰対策支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 利用定員数がわかる書類（認可申請書等）
- (2) 法人名義の受取口座の通帳の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定及び額の確定通知)

第6条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請書の審査を行い、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、東みよし町社会福祉施設等物価高騰対策支援事業補助金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により交付すべき補助金の額を確定し、補助金を申請者に交付するものとする。

(補助金の返還)

第7条 町長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は事業の目的以外の用途に補助金を使用したときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を求めるものとする。

(実績報告)

第8条 補助金規則第11号に規定する実績報告は、第5条に定める東みよし町社会福祉施設等物価高騰対策支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）により行うものとする。

(交付の請求)

第9条 申請者は、東みよし町社会福祉施設等物価高騰対策支援事業補助金交付請求書（様式第3号）を作成し、町長に提出するものとする。

(書類の整備)

第10条 申請者は、当該補助金交付に関する書類等を整備し、当該補助金交付の日の属する会計年度の翌会計年度から10年間保管しなければならない。

(調査又は報告等)

第11条 町長は、補助金等に係る予算の執行の適性を期するために必要があるときは、補助事業者等に対して、補助事業等の遂行に関する状況を調査し、当該年度の決算書等の提出又は報告を徴することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年11月30日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱の失効後において、補助金の返還等の必要が生じた場合は、第7条の規定は、前項の規定にかかわらず、なおその効力を有する。

別表 (第2条、第4条関係)

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
区分	補助対象施設	算出人数	1人当たり補助金額
高齢者介護・福祉施設	入所・入居系施設 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 短期入所生活介護事業所 短期入所療養介護事業所 介護医療院 軽費老人ホーム 有料老人ホーム 認知症対応型共同生活介護事業所 救護施設	基準日における当該補助対象事業所の利用定員数	9,000円
	通所系施設 通所介護事業所 通所リハビリテーション事業所	基準日における当該補助対象事業所の利用定員数。ただし、同一法人が運営する町内入所・入居系事業所の入所者、入居者又は宿泊者が基準日において通所系事業所を利用する場合	3,000円

			は、利用定員数に算入しないものとする。	
障がい福祉施設	入所・入居系施設	施設入所支援事業所 短期入所事業所 共同生活援助事業所	基準日における当該補助対象事業所の利用定員数	9,000 円
	通所系施設	生活介護事業所 就労移行支援事業所 就労継続支援 A 型事業所 就労継続支援 B 型事業所 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	基準日における当該補助対象事業所の利用定員数。ただし、同一法人が運営する町内入所・入居系事業所の入所者、入居者又は宿泊者が基準日に通所系事業所を利用する場合は、利用定員数に算入しないものとする。	3,000 円
児童福祉施設	入所系施設	児童養護施設	基準日における当該補助対象施設の認可定員数	9,000 円
	通所系施設	保育所 認定こども園	基準日における当該補助対象施設の認可定員数	3,000円